

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 287.2 ha	<p>中原区宮内4丁目地内において、箇所番号144を廃止する。  高津区梶ヶ谷6丁目地内において、箇所番号28を廃止する。  高津区上作延地内において、箇所番号37を廃止する。  高津区上作延地内において、箇所番号41を廃止する。  高津区久地1丁目地内において、箇所番号91を廃止する。  高津区下作延4丁目地内において、箇所番号118を廃止する。  高津区野川地内において、箇所番号342を廃止する。  宮前区神木2丁目地内において、箇所番号163を廃止する。  宮前区神木2丁目地内において、箇所番号166を廃止する。  宮前区菅生4丁目地内において、箇所番号221を廃止する。  宮前区菅生4丁目地内において、箇所番号222を廃止する。  宮前区野川地内において、箇所番号318を廃止する。  宮前区野川地内において、箇所番号364を廃止する。  宮前区野川地内において、箇所番号435を廃止する。  宮前区初山2丁目地内において、箇所番号476を廃止する。  宮前区神木2丁目地内において、箇所番号689を廃止する。  多摩区堰3丁目地内において、箇所番号209を廃止する。  多摩区長尾4丁目地内において、箇所番号218を廃止する。  麻生区岡上地内において、箇所番号43を廃止する。  麻生区岡上地内において、箇所番号46を廃止する。  麻生区細山4丁目地内において、箇所番号304を廃止する。  麻生区向原3丁目地内において、箇所番号331を廃止する。  麻生区黒川地内において、箇所番号356を廃止する。  麻生区万福寺5丁目地内において、箇所番号433を廃止する。  中原区下小田中6丁目地内において、箇所番号169を縮小する。  高津区明津地内において、箇所番号156を縮小する。  宮前区犬蔵1丁目地内において、箇所番号91を縮小する。  宮前区菅生1丁目地内において、箇所番号199を縮小する。  宮前区平4丁目地内において、箇所番号267を縮小する。  宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号497を縮小する。  宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号567を縮小する。  宮前区馬絹地内において、箇所番号594を縮小する。  宮前区有馬5丁目地内において、箇所番号747を縮小する。  多摩区宿河原1丁目地内において、箇所番号68を縮小する。  多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号307を縮小する。  麻生区王禅寺東4丁目地内において、箇所番号14を縮小する。  麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号381を縮小する。</p>

面 積	備 考
約 287.2 ha	<p>麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号387を縮小する。          中原区上小田中7丁目内において、箇所番号66を拡大及び縮小する。          宮前区野川地内において、箇所番号673を拡大及び縮小する。          高津区下作延5丁目地内において、箇所番号102を拡大する。          宮前区菅生6丁目地内において、箇所番号229を拡大する。          宮前区馬絹地内において、箇所番号584を拡大する。          宮前区馬絹地内において、箇所番号585を拡大する。          宮前区平6丁目地内において、箇所番号796を拡大する。          多摩区长沢4丁目地内において、箇所番号257を拡大する。          多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号301を拡大する。          麻生区片平1丁目地内において、箇所番号426を拡大する。          多摩区菅仙谷1丁目地内において、箇所番号579を追加する。          多摩区宿河原6丁目地内において、箇所番号580を追加する。          多摩区東生田3丁目地内において、箇所番号581を追加する。</p>
	合計箇所数 1,824

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、特別養護老人ホームや道路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。